

様式第2号（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称		令和5年度第2回川島町障害福祉計画等策定委員会
開 催 日 時		令和6年2月14日（水）午後2時から3時30分
開 催 場 所		川島町役場 大会議室
議 題		(1) かわじま自立・共生プラン2024（案）について (2) その他
公開・非公開の別		公 開（傍聴者0名） ・ 非公開 ・ 一部非公開
非公開の理由 (非公開の場合のみ)		
出席者	委 員	坂口委員、宮口委員、野元委員、小林委員、清水委員、南澤委員、林委員、望月委員、伊藤委員、鈴木（紀）委員、島村委員、
	事務局職員	健康福祉課 石川課長、友野主幹、石島主査、井上主任
配 布 資 料		会議次第、資料1
審議会等の内容・概要		
<p>1. 開 会</p> <p>2. 委員長あいさつ</p> <p>3. 議事</p> <p>（事務局より議事に入る前に、川島町審議会等の会議の公開に関する要綱に基づき、会議は原則公開であることを説明する。なお、会議録を公開するが、発言委員名は記載しない旨で委員より了承を得る。）</p> <p>（1）かわじま自立・共生プラン2024（案）について</p> <p>（事務局にて資料1を用いて説明。以下意見等があった項目についてのみ記述する。）</p> <p>会長：初めに事務局より資料の説明を求める。</p> <p>事務局：前回の会議録と、1月4日から2月2日まで実施したパブリックコメントの結果（意見は6件、人数は2名）を参考資料とします。</p> <p>まず、障害の計画にも副題をつけたらどうかという意見があり、表紙につけている。</p>		

変更部分は障害者の現状と、重層的支援体制整備事業の町独自で行っている事業について45ページで簡単な説明を追加してある。46ページには医療的ケア児の受け入れ体制等として、修正をしている。52ページでは防災面での個別避難計画についての追加をしている。59ページからの成果目標は自立支援協議会との関係について修正している。

100ページと101ページには委員名と策定経過を載せている。

会長：修正点、計画全般への意見はどうか。

委員：具体的に載せた防災時の個別支援計画など障害児者のための計画として良い方向に向かっているとも感じる。

ただ、地域生活支援拠点を緊急時には町で対応、平常時に関しては広域でとあるが、難しい文言ばかりだと理解が難しい面もある。

また、日中一時支援では期待しますと伝えましたが、日中一時支援を実施している事業所が減少している現状で、利用者はどう動いたらいいのだろうかと感じた。

前回川越特別支援学校と町内の小中学校との交流の件、前回の議事録の中で具体的に川越特別支援学校と入れてほしいとお願いした。昔川越特別支援学校は出丸小学校と交流があった。ひばりが丘特別支援学校は伊草小学校との交流だったと思う。今も、ひばりが丘特別支援学校は伊草小と交流していると思うが、川島町在住の障害児はひばりが丘には通っていない。川越特別支援学校の方が児童数が多いので、特別支援学校と町内の小中学校との交流としてしまうと町内にあるひばりが丘特別支援学校と考える。38ページの部分。

71ページの短期入所（ショートステイ）の計画値が減っているが、これはヘルパー不足のためか。短期入所の第6期の実績の計画値が200台、第7期の見込みは計画値は150になっている。推移を確認したい。

委員：今の発言の福祉教育の推進、地域の生徒との交流というのが、出丸小学校で、川越特別支援学校との交流が以前あった。年1回の交流だったがとても有意義な事だった。その当時に交流があった子がお互いどこに住んでいるかは分からなかったと思うが、地域での共生と考えたときに、同じ町の中で暮らしていくのだから、いずれは街中で会うこともあると考えた時に、交流を持つ機会があるのは大きな意味があるのではないかと思う。街中で会ったときに声掛けができれば、とても豊かな経

験になるのではないか。子ども心に障害があるかないか関係なく純粋に仲間として接することができる短い期間なのではないかと思う。町でも交流の機会を作れるかどうかを検討してもらいたい。

会長：ご指摘のとおり小学校中学校のうちがお互い交流はしやすい。

ひばりが丘特別支援学校の川島町内在住の生徒数は何人か。

委員：1人いたが転出されたかと思う。

会長：他の市町村では交流は実施しているか。

委員：交流学習はやっている。

小学部では小学校と、中学では川島中学校と交流学習しているし、高等部は有志で松山女子高と交流をしている。

事務局：日中一時支援については、川島町の利用者を受け入れてくれるところがなかなか無いところであり、今後の検討課題と認識している。特別支援学校の部分は、事務局で調整して検討したい。漢字表記は全体の点検確認を再度実施する。

71ページの短期入所の実績値と計画値は、6期の実績がコロナ禍で減少しており、どの程度回復するか見込みが難しいので実績の数字で現状維持の計画とした。

委員：コロナ禍ではないのではないか。従事するヘルパー不足という理由が大きいのではないか。

事務局：確かに町内ではヘルパー不足もあると思うが、この計画上は町外も含めた全体でのものであり、全体としてはコロナ禍で減少していると考えている。ヘルパー不足の問題は障害の分野だけでなく介護でも問題となっているのでこれから取り組む課題と認識している。

委員：委員のメンバーは障害のある人の家族はいるが、当事者がいないので主体性に欠けてしまう。次回は当事者を加えた方がよい。

事務局：条例上家族でも当事者でも良いとなっているが、人選の時に当事者の方へ依頼したが、お断りされたという経緯がある。ご理解願いたい。

委員：介護に携わる人たちは圧倒的に高齢者の方しか関わっていない現状がある。町や社協が育成的な部分を継続的に実施していければよいと思う。

町内の学校とひばりが丘特別支援学校、川島中学校が交流をする前段階で、障害を知ろうという事をやっていた時期があった。後日、ひばりが丘特別支援学校に行っ

た子どもたちから、うまくやれたよという言葉聞くことがあり、こうした取り組みが継続的に実施されたらよいと思った。

委員：障害児者やその家族の方で、オープンに皆の中に入ってきてくれる方がいて、それがほかの方にも広まって、臆せず前に出てくるご家庭が増えたらよいと思う。

委員：子どもの障害によっては、新しい場所が苦手、混んでいるところが苦手という方が大多数で、それを新たに連れ出すというのは難しく、子どもが大きくなればなお外に出すのが大変になってくる。小さなころから地域の交流は大切であると思うが、現実には難しいなと感じる。

委員：障害児者の親子が出てきやすいように参加しやすい催しがあればと思う。避難訓練等も障害児者も一緒にという文言だけではなく、ここの福祉避難所という具体的な参加しやすいものが計画になれば、参加する障害児者親子が増えると思う。

委員：学校との交流は、社会福祉協議会も福祉教育の立場で関わっている。

認知症養成講座は2校実施している。その2校以外にも社協等が働きかけてほしい。アンケートにもあったように誰に相談していいかという割合が高く、身近に相談できる場所、窓口があればよいと思う。現在町や委託相談がその窓口を担っていると思うが、そこまで行く手前のちょっとした相談ができる窓口があればよいと思った。

委員：先ほども発言のあった身近な相談窓口については、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムが令和6年度から市町村がメンタルヘルスの相談に応じていくというのが記載されていて、まずは市町村窓口で相談が来る形となっている。

計画に関しては、59ページの（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）は、計画としてはこの文言を入れて公式なものとして出すのか、厚労省の資料では入っていないので、その意図と公式なものとして出すときにこのままの記述でいくのはどうなのか。

また、60ページ3行目、「なお」からの赤線のところ、医療的ケアの人材育成や強度行動障害の人材育成など専門的な部分は、という所は文章的な表現として医療的ケアが必要な方々に対応する人材の育成、強度行動障害のある方々に対応するための人材育成と文章を補った方がいいのではないかと思う。また、前回は話題に上がった、文化芸術の記載はどうなったのか教えてほしい。

会長：計画の中でのカッコ書きでのパブリックコメントの部分は、この部分にこの文言で載せるのは少し違和感がある。

事務局：まず 59 ページの（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）として引用した部分は、調査し公式には不適切であれば削除する方向で進めたい。

60 ページは、医療的ケアの人材育成や強度行動障害の人材育成ということで、そちらの人材育成という表現を加えるように検討する。

文化芸術については、別の部分に記載してある。やらないということではないのでご承知願いたい。

委員：計画文章中所々にあるが、例をあげると（1）自立生活援助の赤線のところ「なお、精神障害者の利用者数の把握に努めます。」という記載がある。特にこの精神障害者の把握に努めますという文言を載せる意図があるのなら教えていただきたい。というのは、自立生活援助も地域移行も精神障害のある方だけでなく知的障害のある方も利用しており、身体障害の方も地域移行で入所施設から出てきたという方もいるので、特別に意図があって記載しているのであれば、どういう背景なのか知りたい。

事務局：これは国の改正にかかる指針で記入が望ましいとあったので加えた。

委員：国では市町村が医療的ケア児等コーディネーターを市町村で定めなければいけないとあり、この計画にも反映されていると思っていたが入っていないようである。川島町に医療的ケア児コーディネーターを何人配置しなくてはいけないというのを計画に盛り込む必要があると思ったので、確認願いたい。

子育て支援に国も力を入れているなかで、発達障害者の早期発見というのはこの計画には載っていなかったもので、障害の計画では出てきていないのかどうかを確認したい。

5 ページ目の川島町の人口の推移が 5 年間での比較となっているが、手帳所持者の推移は 3 年間での比較となっており、この比較年数になっているのかが気になった。

副会長：医療的ケア児コーディネーターについては 62 ページに 1 人と記載されている。

委員：この文言なら、設置場所が○か所でコーディネーターが○人という表記の方がしっくりくると思う。

事務局：そのあたりの表現も含めて改めて委員長、副委員長と相談し整理させていただきたい。また1ページについては全体を見て修正させていただきたい。

5ページは、計画の継続性を考慮し、前回の計画の該当する部分の年度の数値を修正している。

会長：資料としては年度を統一した方が把握しやすいし、比較しやすいと思う。いま一度整理願いたい。

副会長：成果目標59ページからの数値の整合性の確認。成果目標59ページ施設入所者数は令和8年度末目標値15人だが、73ページ第7期の施設入所支援の令和8年度見込みは16人となっているのでここは合わせた方がよいと思う。

同様に61ページの就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所の割合は7割。仮に事業所が10か所あったとしたら7か所は8割以上の定着率という事になるのだが、実際に川島町に就労定着支援事業所はあるのかということになる。これは事業所の割合なので川島町にあるとこの割合が生きてくる。

また60ページも同様に、就労移行支援事業の利用者数、令和8年度末の目標値17人だが、68ページ第7期の8年度末見込みは14人となっているのでずれがある。

81ページは、8相談支援体制の充実・強化のための取組の中の、基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数のところで、比企自立支援協議会幹事会で令和6年1人、令和7年1人、令和8年1人という訂正があったと認識しているので、広域で合わせていただきたい。

冒頭にあったパブリックコメントでサブタイトルの提案があったが、このサブタイトルについては何か意図があるのか、この場で協議する必要があるのかを確認したい。

事務局：いま指摘のあった文言整理につきましては確認しどちらかの数値に統一したい。それとこの就労定着支援事業所は川島町内には無いので、そのような場合にはどう捉えたらよいか。無くしてしまった方がよいのか。

副会長：町の考え方だと思う。ぜひやってほしいという事であれば数字が入るし、少し難しいという事であれば数字が入らなくなるという事であると思う。

事務局：サブタイトルについては、パブリックコメントで記載されていたものであり、現

在もう一つ介護の地域福祉プランも策定中で、そちらには副題がついているので、提案があったというもの。あくまでもご意見という形なので、この後、相談させていただきたい。

委員：29 ページ第2 項の3 行目に保育士や教師が障害への理解を深め、という文言があるが、アンケートでもこのようなものを求められている。非常にこの理解は大切なものだと思う。実際具体的に何かこれに対して取り組んでいることがあるのか、具体的な計画を入れるのは難しいということなのか。

もう1 点、85 ページ、成年後見制度。3 障害それぞれの障害がある方の中で、成年後見制度を活用するであろうケースというのは一定数あるのではないのかと思うが、これが実際、計画値が1 で実績値が0 というのは、ニーズとあっているのか素朴な疑問である。相談を将来的には必要だと思っているのだけれどもそういうものに結び付いていないというのであれば何らかのアピールは必要と思うし、本当にそれが必要なのかも検証した方がよいと思う。

それと今回の計画には入っていないが、昨年11 月からパーキングパーミットという制度が県の取組で始まって、駐車スペースの優先的有効活用というのがある。そのパーキングパーミットという制度はとても良い制度だと思うので、これを町としてもっと周知するというのをしてもらえれば、町の事業所やスーパーにも社会貢献の一環としてお願いして大々的に掲示をしていただければ、そのスペースを使いたい人が有効に使えるようになると思う。これに関しては行政の手助けがなければ普及していかないと思うのでぜひ取組をお願いしたい。

事務局：成年後見については、85 ページの利用計画値が1 づつになっているが、成年後見制度の利用支援事業としては町長の申し立てで2 親等以内のご家族がいない方について町で申し立てる制度の計画値となっている。通常ご家族がいる方やご家族がいるけれども支援を受けるのが難しい方へは、成年後見センターを今年度から社会福祉協議会へ委託している。現在利用啓発などから始めているところで、その部分についてはこの計画には入っていないが、地域福祉計画という別の計画で成年後見の利用促進の計画も立てていて、町長申し立ての部分と実際の支援の部分は別々となってる。ご理解願いたい。

パーキングパーミットについてはいま、健康福祉課の窓口で配布している。啓発

についてはこれから強化して進めていきたいと思う。計画の中にも啓発の部分で検討し入れさせていただきたい。

会長：福祉サービス事業を運営する立場としては、実際に人材不足や人が定着しない、入れ替りが頻繁にある影響が大きく、いくつかのサービスを制限している状況である。この何年かで急にそういう実態となってきた。様々な媒体を通じて人員の募集をしているが、以前に比べて集まらない実感がある。引き続き人材確保の取組や定着も含めての取組はするが、一法人だけで出来ることは限られており、近隣の事業所と連携するとか障害介護とか垣根無く福祉というくくりで進めていくとか町の中でもPRや啓発で連携させていただければと感じている。実際に計画を立てて、さあこれでこの計画の中のサービスを提供するぞというところでさあ頑張ろうというという思いもあるが、その足元のところでそもそも人材不足があり歯がゆい思いがあるので、1つの意見として申し上げておきたい。

議事の(1)かわじま自立・共生プラン2024(案)については以上でよろしいか。


事務局：本日たくさんのご意見をいただいたので、委員長、副委員長とはかりながら内容を固め、計画の完成をしたい。

(2) その他

策定委員会は今回で終了。

完成した計画は、製本し後日配布する。

9. 閉 会

署 名	鈴木 紀子 
	小林 めぐみ 